

平成 31 年 3 月 28 日

県所管域に所在する
指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害児入所施設 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

平成 31 年度児童福祉法に基づく障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する
届出書の提出について（通知）

日ごろより本県の障害福祉施策のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を届け出ることになっています。

このため、提出の必要な事業所（下記参照）については、平成 31 年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

〈提出の必要がある事業所〉

- (1) 児童発達支援を行うすべての事業所（共生型含む）
- (2) 医療型児童発達支援を行うすべての事業所
- (3) 放課後等デイサービス行うすべての事業所（共生型含む）
- (4) 保育所等訪問支援を行うすべての事業所
- (5) 福祉型障害児入所施設
- (6) 医療型障害児入所施設

○体制届の提出の際には次の書類も添付をしてください。

- 1 児童発達支援管理責任者の要件を確認できる書類。
（実務経験証明書、研修修了証の写し、資格証の写し等）
- 2 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の要件を確認できる書類。
（実務経験証明書、資格証、卒業証明書等）

＜様式掲載場所＞

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→
「6. お知らせ（県内共通）」→「4 平成 30 年度体制届に関するお知らせ」

- 児童発達支援・放課後等デイサービス（共生型含む）においては、自己評価結果等未公表減算の新設に伴い、自己評価結果報告書についても併せてご提出いただくことになります。

	自己評価結果公表の期限	自己評価結果の届出期日
平成 30 年 4 月までに 指定を受けている事業所	平成 31 年 3 月末まで	平成 31 年 4 月 12 日
平成 30 年 5 月以降に 指定を受けた事業所	平成 32 年 3 月末まで*1	平成 32 年度体制届提出時

- * 1 自己評価結果の公表期限は平成 32 年 3 月末までですが、事業開始 1 年後程度をめどに自己評価に取り組み、結果を公表するようにしてください。
- * 2 自己評価結果等未公表減算が適用される場合の所定単位数の算定は、100 分の 85 です。減算が適用されるのは、自己評価の結果が届出されていない月から当該状態が解消されるに至った月までです。
- * 3 自己評価の結果は、体制届の様式の別紙 21「自己評価結果に関する届出書」により、体制届と一緒に届け出てください。

問合せ先
 事業支援グループ
 電 話 045-210-4732（直通）
 ファクシミリ 045-201-2051